

第2期五島市子ども・子育て支援
事業計画
(令和2年度から令和6年度)

令和2年4月

五 島 市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の基本的視点	2
5 計画の基本理念	3
6 計画の基本目標	4
7 計画の策定体制	6

第2章 五島市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の推移	7
2 就労環境	12
3 子育て支援サービス等の現状	15
4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ	27

第3章 計画の内容

1 教育・保育提供区域の設定	31
2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	32
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保	35
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と 推進体制の確保	47
5 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	49
6 子どもの体を養う環境づくり	50
7 ひとり親家庭の自立支援の推進（「五島市ひとり親等自立促進計画」）	54
8 児童虐待防止策の充実と社会的養護体制の充実	57
9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組	58
10 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進	59

第4章 計画実現のために

1 計画の推進体制	61
2 進捗状況の点検と評価・公表	61

資料編

1 五島市子ども・子育て会議条例	63
2 五島市子ども・子育て会議委員名簿	65

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

五島の宝・子どもが育ち、輝く“しま”をつくる。

-第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略 基本目標 4-

平成30年、日本の出生数がはじめて100万人を割りました。

わが国では、平成の時代に入ってから少子化の問題が多く取り上げられるようになりました。その対策として、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、また、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

長崎県においては、平成20年10月、子どもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため現在は「長崎県子育て条例行動計画」を策定しております。

五島市においても、国や県と連携し、子ども・子育て支援に取り組んできましたが、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増加しています。

こうした中、平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立しました。平成27年度からは、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ることとされています。

このような流れを受け、五島市においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となります。

平成26年度、「五島市次世代育成支援行動計画」の後継として策定した「五島市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えることから、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「五島市次世代育成支援行動計画」に定める施策の一部を継承し、「母子保健計画」及び「ひとり親家庭等自立支援計画」「放課後子ども総合プラン」についても一体のものとして、その内容を計画に盛り込んでおります。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の「長崎県子育て条例行動計画」や、市の上位計画である「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」「五島市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画との整合性を図りました。

3 計画の期間

この計画は、令和 2 年度を初年度とし、令和 6 年度を目標年度とする 5 カ年計画とします。ただし、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

4 計画の基本的視点

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、以下の 3 点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの健やかな育ちを守るという視点

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障する必要があります。また、子どもたち一人ひとりの個性が活かされ、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

(2) 子育てと子育てを通した親としての成長を支えるという視点

子ども・子育て支援は、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえながら進められる必要があります。その上で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが重要です。

(3) 地域みんなで子どもと子育てを見守り支えるという視点

社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、地域及び社会が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることが重要です。

5 計画の基本理念

地域みんなで子育てを支え、 すべての子どもが健やかに育つまち

子どもは、次代を担う地域の宝です。この小さな宝は、地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましく頼もしい存在となります。今日の少子化の進展から、地域の明るい将来を築く大切な宝が失われることのないよう、子ども一人ひとりの権利を尊重し、幸せな生活を守り育てていくことは、市全体の大きな使命です。

平成 26 年度に終了した「五島市次世代育成支援行動計画」は、子育ての基本が家庭にあることを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、子どもが、親が、地域が育つ子育てネットワークのまちを目指してきました。

本計画では、その基本的な考え方を継承しつつ、上記 3 つの基本的視点を踏まえ、「地域みんなで子育てを支え、すべての子どもが健やかに育つまち」を基本理念とします。

6 計画の基本目標

この計画では、上記基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

★基本目標1★

すべての子どもの健やかな育ちを守ります

子ども・子育て支援は、すべての子どもや子育て家庭を対象とするものです。一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、乳幼児期からの健康の保持増進を図るとともに、市の責任において、子どもの個性に合った質の確保された教育・保育の提供体制を整備します。

また、子どもの健やかな育ちを守るためには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。安全・安心な活動場所と生活空間を確保し、犯罪や児童虐待等による子どもの人権侵害を予防するとともに、万一の場合にも早期に対応できる体制整備を図ります。

★基本目標2★

子育てを通じた親としての成長を支えます

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になる中、子育てに負担や不安を感じる保護者が増えています。保護者がしっかりと子どもと向き合い、安心して子育てができるよう、相談支援体制を充実し、妊娠・出産期から子育ての知識や情報の提供を行うことで、家庭における子育て能力の向上を図ります。

また、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。地域全体が子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じ、子育てを通じた親としての成長を支え、子育てに喜びや生きがいを感じる事ができるまちを目指します。

さらに、子育て家庭と一口に言ってもその環境はさまざまであり、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。関係機関等と連携し、児童虐待の予防に取り組むとともに、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭等、特別な配慮が必要な家庭への施策の充実を図ります。

★基本目標3★

子育てと仕事が両立できる環境をつくれます

男女を問わず子育て中の保護者が、仕事を続けながら子育てに向き合えるように、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

7 計画の策定体制

(1) 五島市子ども・子育て会議の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「五島市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査期間	令和2年1月31日から3月2日まで	
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者 (943人を無作為抽出)	市内在住の小学生の保護者 (1,620人を無作為抽出)
調査方法	・市内保育園・幼稚園利用者については、各保育園・幼稚園による配布・回収 ・その他の保護者については、郵送配布・郵送回収	各小学校による配布・回収
配布数	943件	1,620件
回収数	839件	1,433件
回収率	89.0%	88.5%

第2章 五島市の子ども・子育てを取り巻く現状

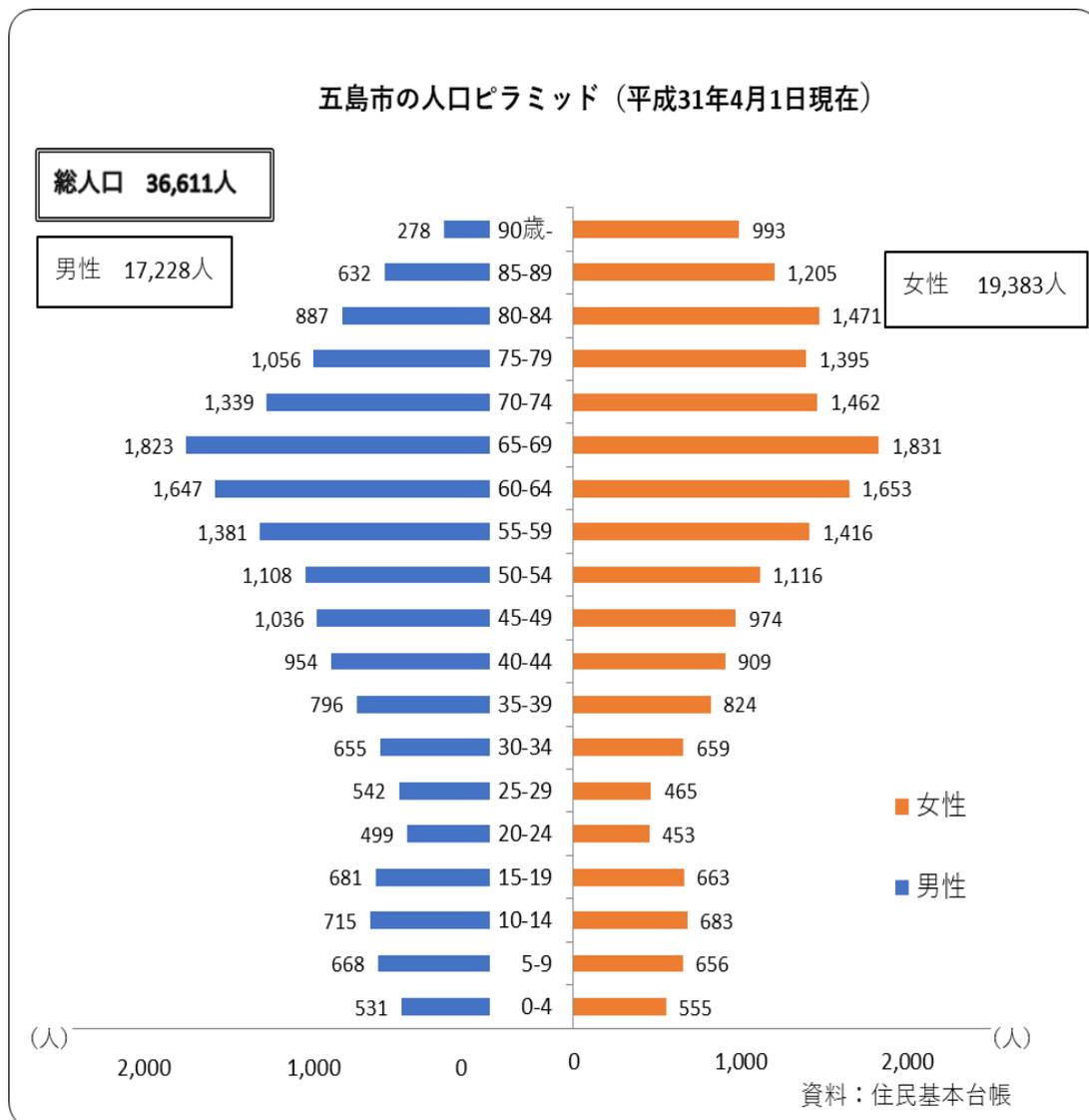
1 人口等の推移

(1) 人口の推移

① 総人口

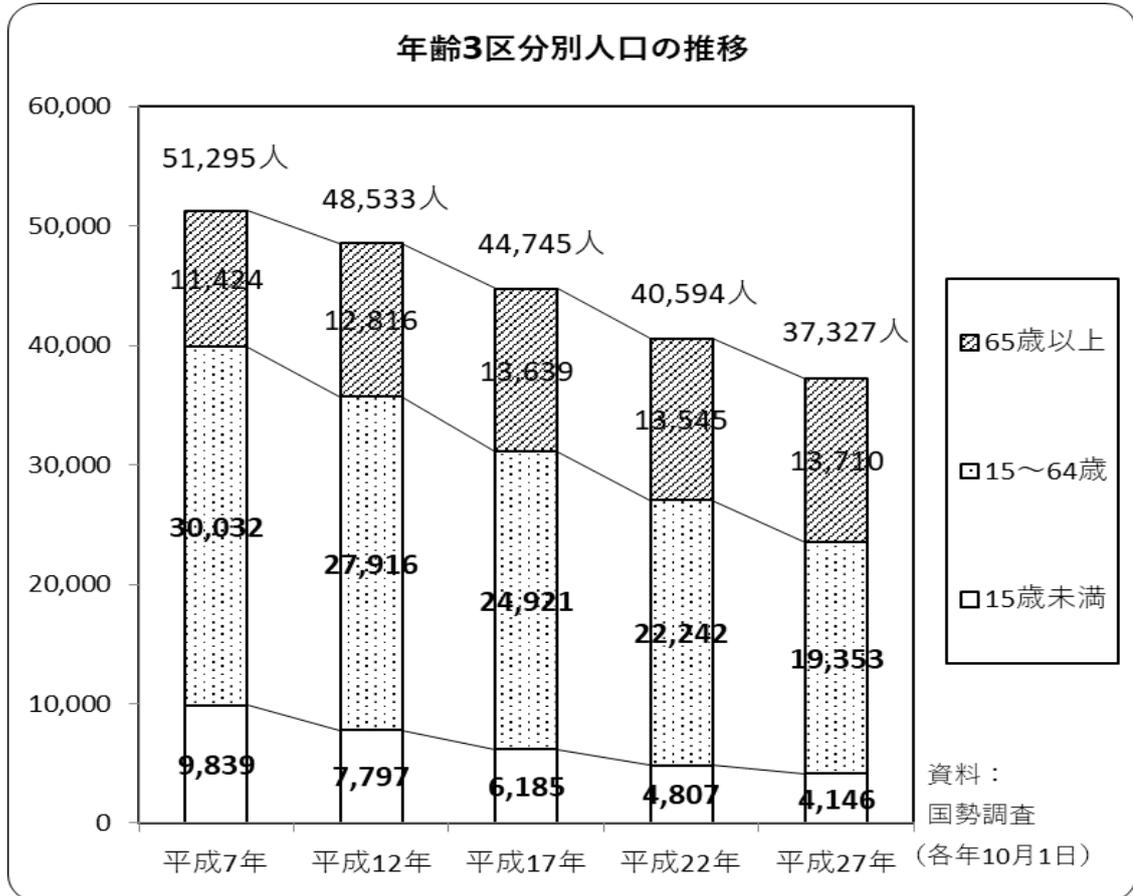
五島市の平成31年4月1日現在の総人口は、男性17,228人、女性19,383人の計36,611人です。人口ピラミッドを見ると、これから高齢期にさしかかる60～69歳の人口が最も多く、20代の人口が極端に少なくなっていることがわかります。

現在の30代に比べ、これから婚姻適齢期を迎える20代の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。



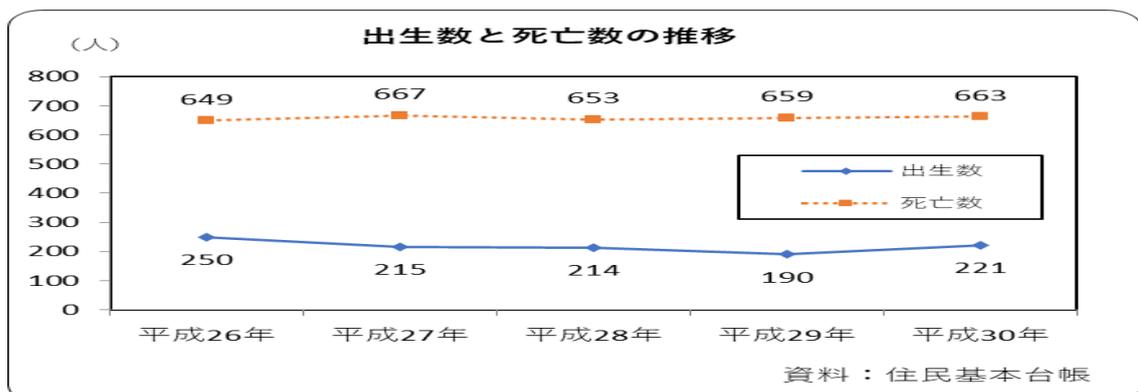
②年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、全体の人口は一貫して減少傾向にあり、年齢3区分別に見ても、高齢者人口以外は減少の一途をたどっています。また、平成27年の高齢化率は36.7%と上昇を続けており、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。



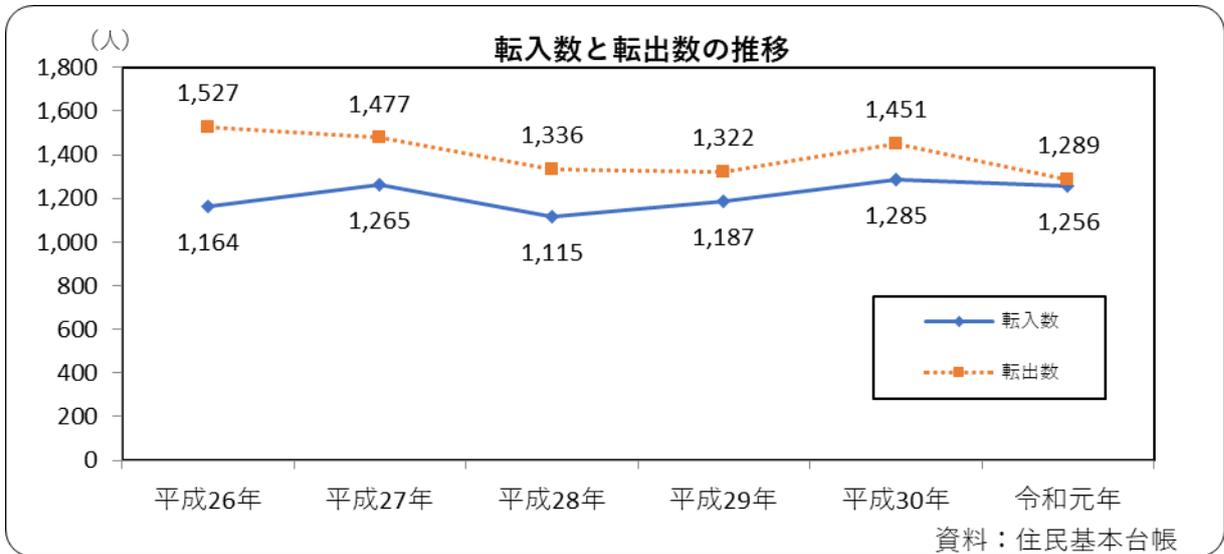
③自然動態—出生数と死亡数の推移—

五島市の出生数は微減、死亡数は横ばいないし微増傾向にあり、ここ数年一貫して死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成30年は出生数221人に対し死亡数663人で、442人の自然減となっています。



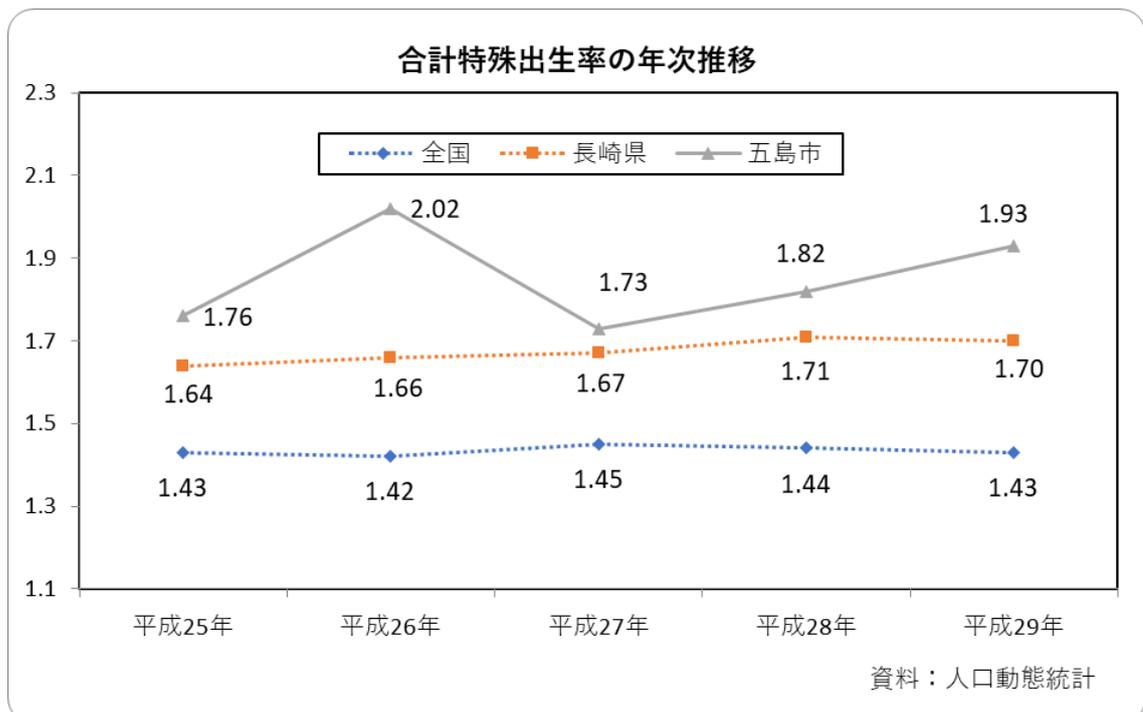
④社会動態—転入数と転出数の推移—

ここ数年、一貫して転出数が転入数を上回る社会減の状態が続いておりましたが、令和元年は、転入数 1,289 人に対し転出数 1,256 人と、合併後はじめて転入者数が転出者数を上回る社会増（33 人）となりました。



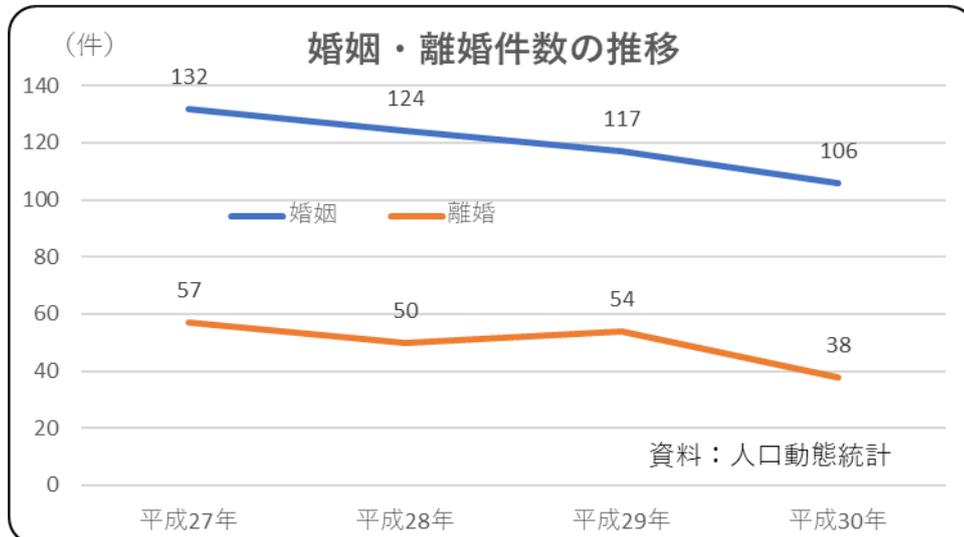
⑤合計特殊出生率の推移

平成 25 年から平成 29 年にかけての合計特殊出生率の推移は下図のとおりで、年によるばらつきはありますが、1.73～2.02 と、県や国より高い値で推移しています。しかし、五島市の第 2 期総合戦略においては、2030 年までに希望出生率 2.09 を達成する目標としており、人口を維持していくためには、様々な施策が必要です。



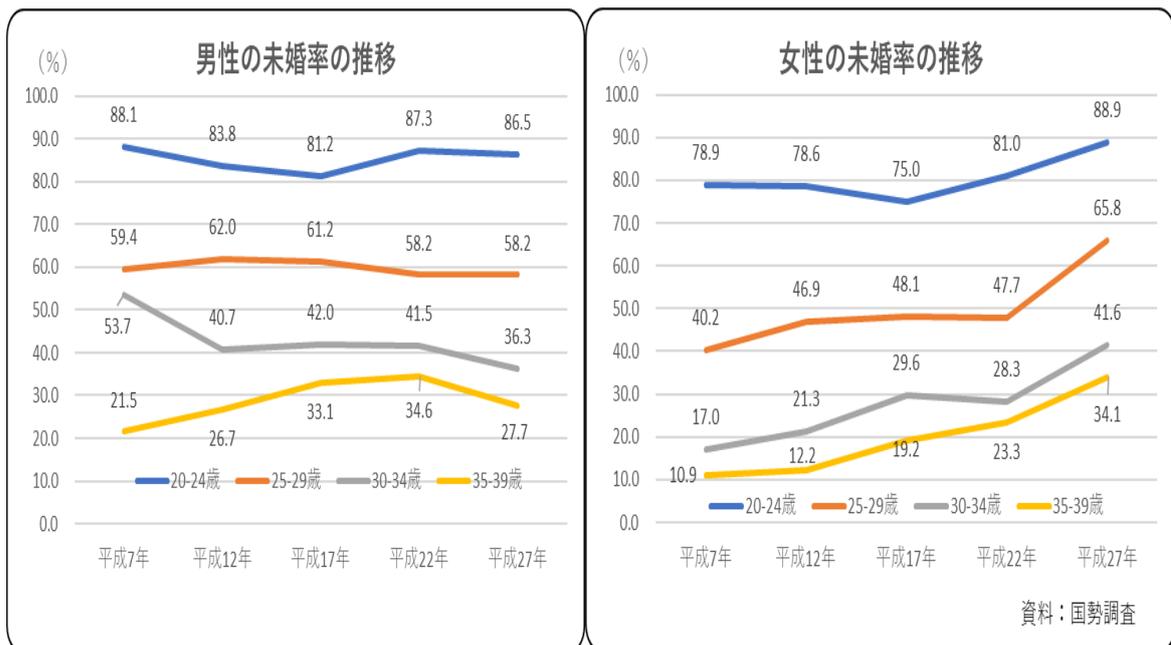
(2) 婚姻・離婚件数の推移

平成 27～30 年の婚姻・離婚件数の推移は下図のとおりです。婚姻件数、離婚件数はともに減少傾向にあり、平成 30 年は婚姻件数 106 件、離婚件数は 38 件となっております。



(3) 未婚率の推移

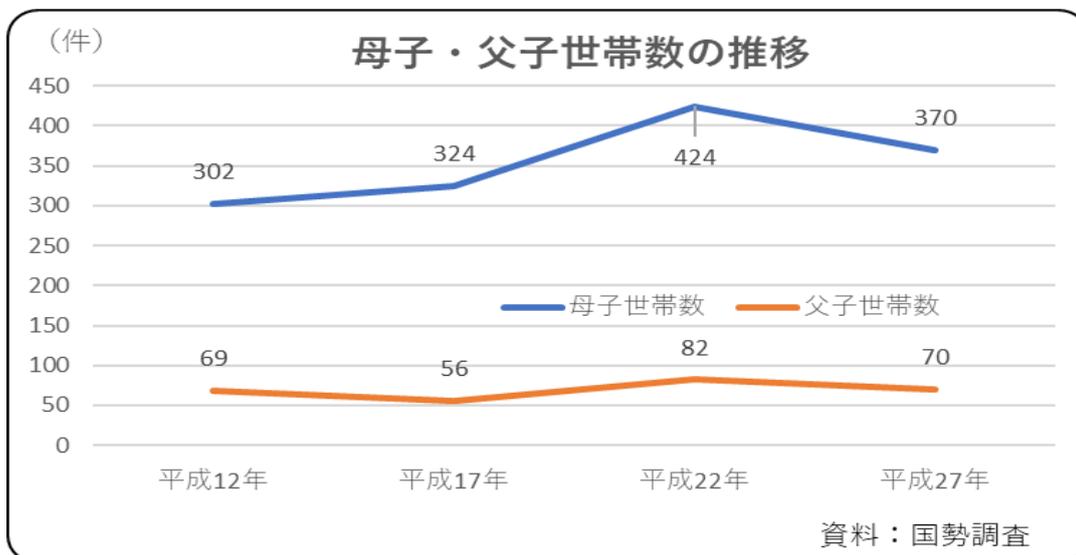
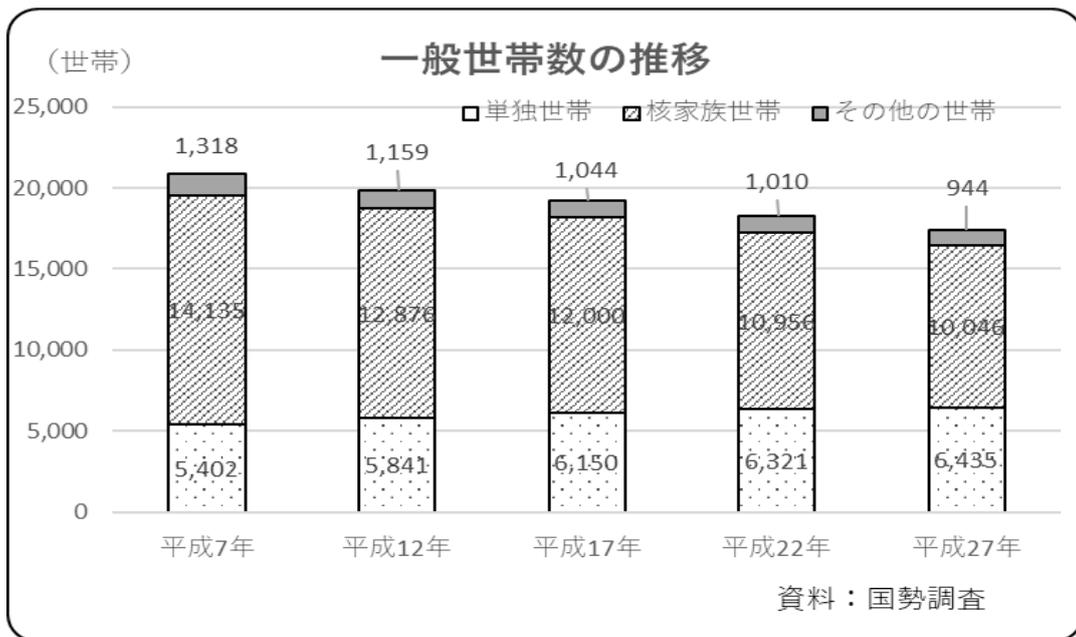
20～39 歳の男女の未婚率の推移を 5 歳階層別にみると、女性の未婚率が全体的に上昇を続けていることがわかります。特に、ここ数年の未婚率が上昇を続けており、平成 27 年は、女性の 30 歳から 34 歳では 41.6%、35 歳から 39 歳では 34.1% となっております。晩婚化や非婚化の傾向が続いていることがうかがわれます。



(4) 世帯数の推移

平成7年からの20年間の世帯数の推移は下図のとおりで、一般世帯総数は一貫して減少傾向にあります。単独世帯数は増加が続いています。

また、母子世帯数及び父子世帯数は平成22年まで増加しておりましたが、平成27年には絶対数の減少もあり少なくなっております。

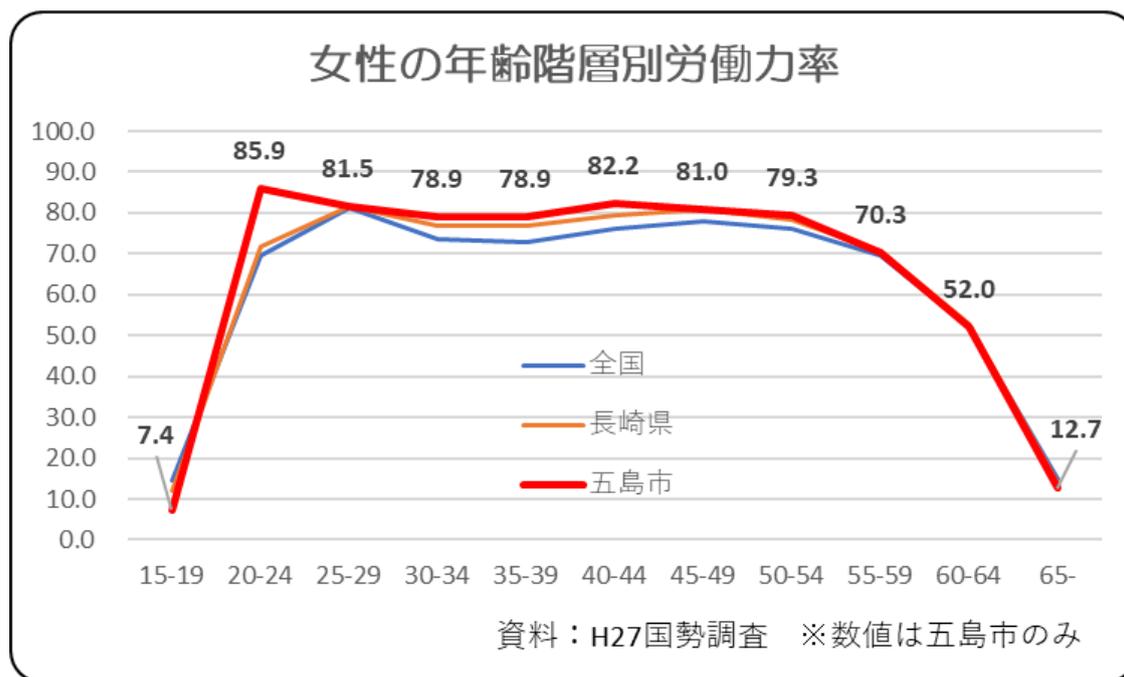


2 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率

女性の労働力率を年齢階層別にみると、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半からの労働力率の低下は出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、五島市の「M字カーブ」は、20代後半からはほぼ県と同じようなカーブを描いており、20代～50代の労働力率は国よりも高い数値で推移しています。

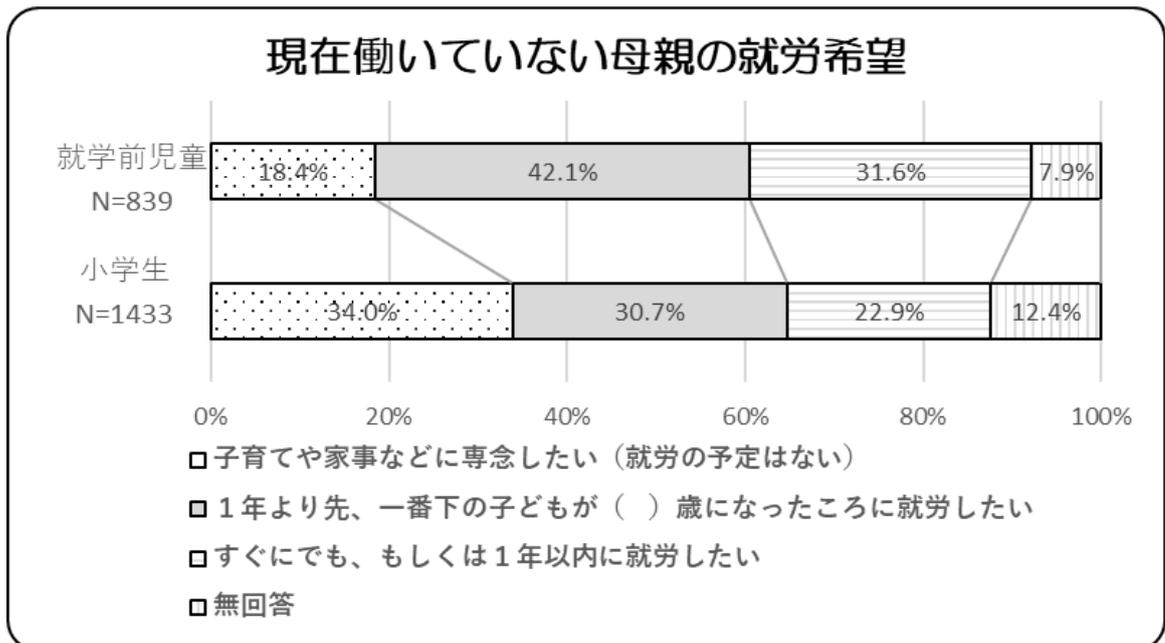
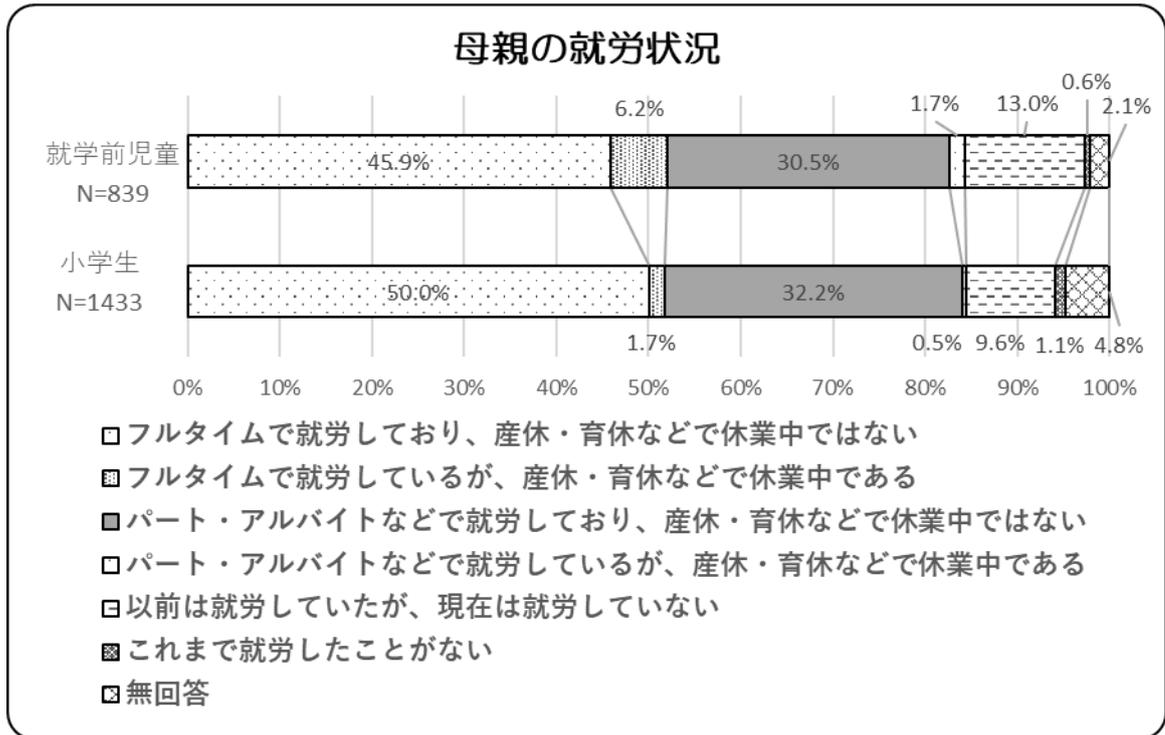
しかし、「M字カーブ」が示すように、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないため、一旦仕事を離れざるを得ない女性は少なくありません。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境への整備を図る必要があります。



(2) 母親の就労状況

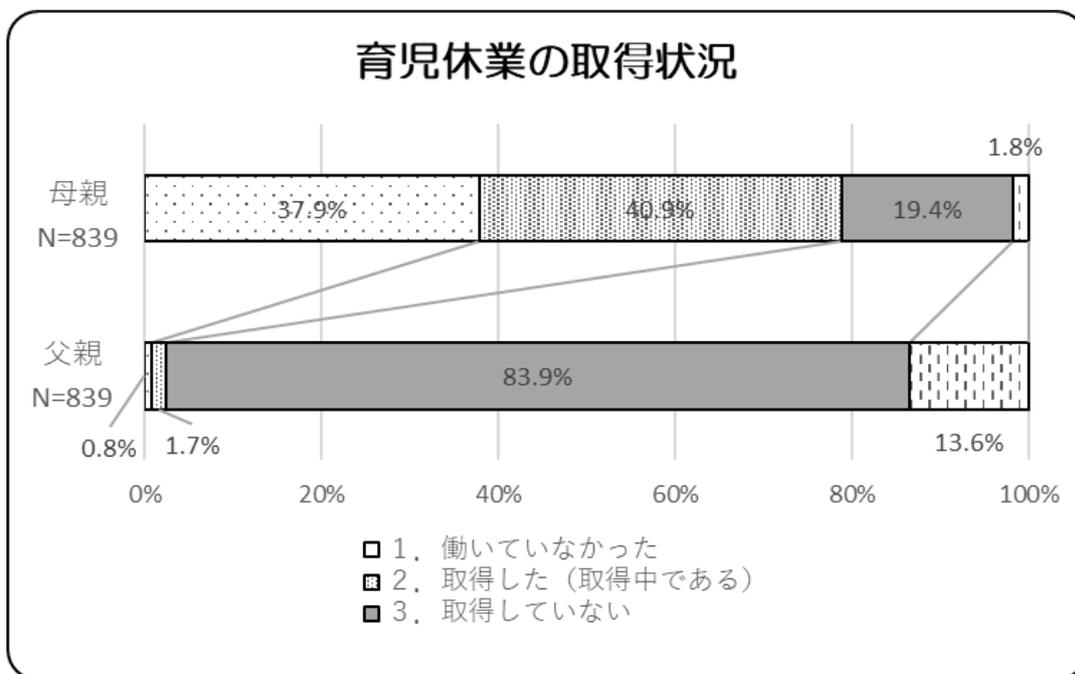
アンケート調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親は84.3%、小学生の母親は84.4%の人が働いており、夫婦共働きの世帯が一般化していることがわかります。

また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」または「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。



(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で40.9%（働いていなかった人と無回答を除くと67.8%）、父親で1.7%（働いていなかった人と無回答を除くと1.9%）となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。



3 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

①認可保育所入所状況の推移

平成31年4月1日現在、市内には私立の認可保育所が13施設あり、総定員740人となっています。定員に対する入所率は保育所によってばらつきがありますが、近年、保育所定員に関する国の弾力的な運用を受け、定員を超えた受け入れを行っている保育所もあり、平成31年4月1日時点の総定員数に占める入所児童数の割合は97.4%となっています。また、入所対象児童数に対する入所児童数の割合（入所率）は年によってばらつきがあります。（次ページ参照）

富江保育園、黒瀬小規模保育所は平成28年度に統合し、私立の幼保連携型認定こども園「とみえ認定こども園」となっています。聖母保育園は、平成28年度から私立の保育所型認定こども園に移行しています。山内保育園、川原保育園は平成31年度から「白百合愛児園」と統合しています。

保育所入所者数の推移（保育所別）

（単位：人、年度）

保育所名	種別	区分	定員	H27	H28	H29	H30	H31
文化保育園	認可	私立	90	99	103	97	99	90
崎山保育園	認可	私立	30	34	33	31	28	26
恵保育園	認可	私立	90	95	95	86	90	88
みどり丘保育園	認可	私立	40	46	50	47	41	36
善教寺保育園	認可	私立	60	64	64	58	60	60
平和のぼら保育園	認可	私立	30	30	32	26	28	27
幼徳保育園	認可	私立	60	69	69	69	69	63
若草保育園	認可	私立	60	54	56	57	50	47
聖マリア保育園	認可	私立	90	103	103	102	95	95
鷺浦保育園	認可	私立	40	46	46	46	42	43
こもれびの舎保育園	認可	私立	60	66	56	59	57	56
富江保育園	認可	私立	—	69				
聖母保育園	認可	私立	—	38				
白百合愛児園	認可	私立	70	33	31	22	19	69
山内保育園	認可	私立	—	25	31	29	33	
川原保育園	認可	私立	—	32	33	34	32	
さくら保育園	認可	私立	20	26	17	23	21	21
黒瀬小規模保育所	認可	公立	—	22				
計			740	951	819	786	764	721

資料：社会福祉課

※各年4月1日現在

※区分及び定員は平成31年4月1日現在

認可保育所の定員数、入所児童数、入所率の推移 (単位：人、園)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
入所対象児童数(0～5歳) A	1,524	1,498	1,423	1,365	1,330
市内保育所(園)数	18	15	15	15	13
公立保育所	1	0	0	0	0
私立保育所	17	15	15	15	15
定員	910	770	770	770	740
入所児童数(4/1時点) B	951	819	786	764	721
公立保育所	26	0	0	0	0
私立保育所	925	819	788	764	721
利用率(B/A)	60.7%	54.7%	55.4%	56.0%	54.2%
待機児童数(4/1時点)	0	0	0	0	0

資料：社会福祉課

※対象児童は各年4月1日現在

②認可保育所入所状況の推移(年齢別)

平成27年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりで、年によって利用率にばらつきはあります。

保育所入所者数の推移(年齢別)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	
0歳児	児童総数(人)	218	227	203	189	206
	入所児童数(人)	68	63	44	46	60
	利用率(%)	31.2	27.8	21.7	24.3	29.1
1歳児	児童総数(人)	231	221	225	215	196
	入所児童数(人)	139	116	121	109	104
	利用率(%)	60.2	52.5	53.8	50.7	53.1
2歳児	児童総数(人)	263	240	217	224	221
	入所児童数(人)	171	142	135	135	115
	利用率(%)	65.0	59.2	62.2	60.3	52.0
3歳児	児童総数(人)	272	264	241	223	236
	入所児童数(人)	197	168	145	146	150
	利用率(%)	72.4	63.6	60.2	65.5	63.6
4歳児	児童総数(人)	257	284	265	248	227
	入所児童数(人)	182	171	172	150	141
	利用率(%)	70.8	60.2	64.9	60.5	62.1
5歳児	児童総数(人)	283	262	272	266	244
	入所児童数(人)	194	159	169	178	151
	利用率(%)	68.6	60.7	62.1	66.9	61.9

③特別保育等の実施状況の推移

五島市では、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育の充実にも努めてきました。現在、延長保育は認可保育所・認定こども園全施設、一時預かりは7施設、病後児保育は2施設で実施しています。

区 分		H27	H28	H29	H30	H31
延長保育	実施か所数	17	17	16	14	16
	利用児童数	12,492	10,724	7,774	6,157	6,573
障がい児保育	実施か所数	5	1	0	0	0
	利用児童数	8	1	0	0	0
一時預かり	実施か所数	5	5	6	6	7
	利用児童数	12,753	13,900	9,939	14,266	11,560
休日保育	実施か所数	4	1	1	1	1
	利用児童数	286	279	194	235	410
病後児保育	実施か所数	2	2	2	2	2
	利用児童数	551	760	548	623	597

※上記の数値は、五島市補助金ベース

(2) 幼稚園教育

① 幼稚園入園状況の推移

幼児期における教育の重要性から、幼児教育・保育に対する社会的需要は年々高まっており、五島市内の幼稚園については、全て認定こども園に移行しました。また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、幼児教育・保育のニーズも増加傾向です。認定こども園は、園のもつ地域性や専門性を生かし、地域に対して「子育て支援」を行うことが義務付けられている施設です。

幼稚園児数の推移

(各年5月1日現在、単位：人)

施設名	施設類型	定員	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
福江幼稚園	幼稚園型認定こども園	55	39	24	21	18	51
富江幼稚園	幼稚園	—	17				
双葉幼稚園	幼稚園型認定こども園	70	68	85	75	76	65
第二双葉幼稚園	幼稚園型認定こども園	75	67	66	86	80	80
とみえ認定こども園	幼保連携型認定こども園	120		124	122	110	113
聖母保育園	保育所型認定こども園	45		43	41	38	41
合 計		365	191	342	345	322	350

資料：社会福祉課

※福江幼稚園は令和元年度に、幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行

※富江幼稚園は平成27年度末で閉園

※とみえ認定こども園、聖母保育園は平成28年度から認定こども園として認定

幼稚園・認定こども園の定員数、入所児童数、入所率の推移

(単位：人、園)

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
入所対象児童数(0～5歳) A	1,524	1,498	1,423	1,365	1,330
市内幼稚園・認定こども園数	4	5	5	5	5
公立施設	2	1	1	0	0
私立施設	2	4	4	5	5
定員	370	445	445	355	365
入所児童数(5/1時点) B	191	342	345	322	350
公立施設	56	24	21	0	0
私立施設	135	318	324	322	350
利用率(B/A)	12.53%	22.83%	24.24%	23.59%	26.32%

資料：社会福祉課

②幼稚園・認定こども園の入所状況の推移（年齢別）

平成 27 年からの幼稚園・認定こども園の年齢別入所状況の推移は以下のとおりで、年によって利用率にばらつきがあります。

幼稚園・認定こども園入所者数の推移（年齢別）

（各年 5 月 1 日現在）

区 分		H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0 歳児	児童総数（人）	218	227	203	189	206
	入所児童数（人）	0	9	13	11	14
	利用率（％）	0.0%	4.0%	6.4%	5.8%	6.8%
1 歳児	児童総数（人）	231	221	225	215	196
	入所児童数（人）	0	28	35	37	36
	利用率（％）	0.0%	12.7%	15.6%	17.2%	18.4%
2 歳児	児童総数（人）	263	240	217	224	221
	入所児童数（人）	8	33	35	42	54
	利用率（％）	3.0%	13.8%	16.1%	18.8%	24.4%
3 歳児	児童総数（人）	272	264	241	223	236
	入所児童数（人）	35	71	77	67	79
	利用率（％）	12.9%	26.9%	32.0%	30.0%	33.5%
4 歳児	児童総数（人）	257	284	265	248	227
	入所児童数（人）	65	104	85	85	76
	利用率（％）	25.3%	36.6%	32.1%	34.3%	33.5%
5 歳児	児童総数（人）	283	262	272	266	244
	入所児童数（人）	83	97	100	80	91
	利用率（％）	29.3%	37.0%	36.8%	30.1%	37.3%

(3) 放課後児童クラブ

五島市には、平成31年4月1日現在、10の放課後児童クラブがあり、利用児童総数は458人でほぼ定員数の利用となっています。

放課後児童クラブ児童数の推移					(単位：人)	
施設名	定員	H27	H28	H29	H30	H31
恵児童クラブ	40	45	46	29	41	40
双葉児童育成クラブ	70	61	83	82	72	67
双葉サンライズクラブ	80	-	-	-	45	70
こもれびの舎児童クラブ	40	45	46	44	45	45
かけはし福江児童クラブ	30	23	22	26	28	29
フレンズ児童クラブ	29	28	29	31	31	32
聖マリア児童クラブ	60	59	55	58	60	60
崎山児童クラブ	30	21	28	33	35	36
聖母愛保育園児童クラブ	40	38	40	41	38	38
とみえ認定こども園児童クラブ ※H27は、富江クラブ	40	36	24	32	36	41
計	459	356	373	376	431	458
※月初日の平均登録児童数					資料：社会福祉課	
※定員は各年4月1日現在						

(4) 放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれることを目的に、小学生を対象に放課後や週末に公民館等を活用し、地域の方々に協力をいただきながら勉強やスポーツ・文化活動等さまざまな体験・交流活動を行っています。

放課後子ども教室実施状況の推移		(単位：回、人)			
区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
福江	実施回数	13	13	11	10
	延べ参加人数	282	203	204	120
緑丘	実施回数	16	17	13	13
	延べ参加人数	361	466	201	298
本山	実施回数	14	11	13	14
	延べ参加人数	221	219	200	174
奥浦	実施回数	13	14	14	12
	延べ参加人数	231	147	191	200
崎山	実施回数	12	12	12	10
	延べ参加人数	239	233	258	151
大浜	実施回数	11	12	11	10
	延べ参加人数	128	186	137	149
久賀	実施回数	11	11	7	7
	延べ参加人数	55	50	27	37
奈留	実施回数	9	9	9	9
	延べ参加人数	176	173	181	171
玉之浦	実施回数	9	14	17	16
	延べ参加人数	102	189	176	172
三井楽	実施回数	8	9	10	10
	延べ参加人数	131	192	158	241
岐宿	実施回数	11	12	11	12
	延べ参加人数	260	265	315	214
富江	実施回数		8	8	8
	延べ参加人数		211	135	206
計		127	142	136	131
		2,186	2,534	2,183	2,133

資料：生涯学習課

(5) 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するとともに、子育てに関する相談や援助、地域の子育て情報の提供などを行っています。

地域子育て支援拠点事業利用者数の推移				(単位：人日／年)	
名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て支援センター	5,442	6,173	5,449	5,895	3,859
いちごクラブ	2,096	1,580	1,682	1,828	1,176
聖母エンジェルひろば	2,074	1,250	1,712	-	-
ピヨピヨクラブ	-	2,081	2,196	1,861	1,695
計	9,612	11,084	11,039	9,584	6,730

※「聖母エンジェルひろば」は平成30年度から認定こども園として事業を実施。

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子どもや産後の母親の健康状態を把握し、相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供を行っています。

市外に里帰りする親子に対しても、産婦本人の意向を確認の上で里帰り先での訪問依頼をしたり帰島後の家庭訪問で対応をしています。

乳児家庭全戸訪問事業の状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象件数	232	227	202	187	200
訪問件数	231	227	202	186	200
訪問率 (%)	99.6	100.0	100.0	99.5	100.0

(7) 妊婦健康診査

妊婦一般健康診査については、母子保健法上、望ましい受診回数は14回とされており、本市においても平成21年度より5回から14回に妊婦一般健康診査を増やし、さらに子宮頸がん検診・HTLV-1抗体検査を追加し実施しています。また、県外医療機関受診者に対しても償還払いで対応するなど、受診しやすい環境づくりに努めています。

妊娠届出数（母子健康手帳交付）は年間200名前後で推移しています。以前は妊娠後期や出産後の届け出もありましたが、近年は妊娠後期の届け出は減り、届出の適正な時期とされる11週以内の届け出が9割程度となっております。

妊娠届出状況

年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
届出数		206	222	202	216	198
届出時の妊娠週数	11週以内	189	197	178	195	176
	12～19週	15	18	23	20	20
	20～27週	0	4	0	1	2
	28週～分娩まで	1	2	1	0	0
	分娩後	1	1	0	0	0

(8) 乳幼児健康診査

子どもの疾病の早期発見、発育発達の確認及び育児支援を目的として乳幼児健康診査（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児）を実施しています。その結果、高い受診率を維持していますが、わずかに未受診者がいます。

4か月児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数	243	211	214	185	214
受診児数	242	209	212	185	211
受診率（％）	99.6	99.1	99.1	100.0	98.6

10か月児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数	217	226	226	221	214
受診児数	217	226	224	201	211
受診率（％）	100.0	100.0	99.1	91.0	98.6

1歳6か月児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数	242	241	227	215	222
受診児数	240	236	216	212	221
受診率（％）	99.2	97.9	95.2	98.6	99.5

3歳児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数	253	286	253	245	229
受診児数	249	275	244	240	227
受診率（％）	98.4	96.2	96.4	98.0	99.1

5歳児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児数	—	264	283	273	250
受診児数	—	256	275	267	249
受診率（％）	—	97.0	97.2	97.8	99.6

(9) 発達支援を要する子どもに関する相談事業

幼児健康診査の結果、運動・言語発達や多動などの行動面等で経過観察が必要な子どもたちがおり、保育所や幼稚園などの集団生活の中で困り感をもつ子どもたちがいます。

幼児健康診査の結果を踏まえ、言語聴覚士・作業療法士による専門相談の場（幼児発達専門相談）や保護者の不安の軽減や発達の経過を見る教室（幼児健診後フォローアップ教室）を実施しております。

発達支援に必要な児の割合

	1歳6か月児健康診査					3歳児健康診査				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診児数	240	240	222	216	223	249	280	251	245	231
リスクあり	7	9	6	26	28	24	25	46	62	55
リスクありの割合 (%)	2.9	3.8	2.7	12.0	12.6	9.6	8.9	18.3	25.3	23.8

(10) 歯科保健事業

幼児期におけるむし歯予防のためフッ素塗布を1歳6か月児・3歳児健康診査時に実施、ブラッシング指導を2歳児健康相談時に実施しています。また、市内保育園・幼稚園においてフッ化物洗口、むし歯予防教室（ピカピカ歯っぴー教室）を実施しています。

1歳6か月児健康診査においては、むし歯のない子どもの割合が全国平均よりも高いのですが、その後3歳児健診においてはむし歯のない子どもの割合が低下しています。

むし歯のない子どもの割合											(単位：%)
	1歳6か月児健康診査					3歳児健康診査					
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
五島市	96.7	98.3	98.6	99.1	99.1	64.4	66.3	72.2	73.4	72.3	
長崎県	97.4	97.5	98.0	98.3	98.1	73.7	72.2	76.9	78.4	80.9	
全国	98.2	98.4	98.5	98.7	未確定	82.3	83.0	84.2	85.6	未確定	

(11) 予防接種事業

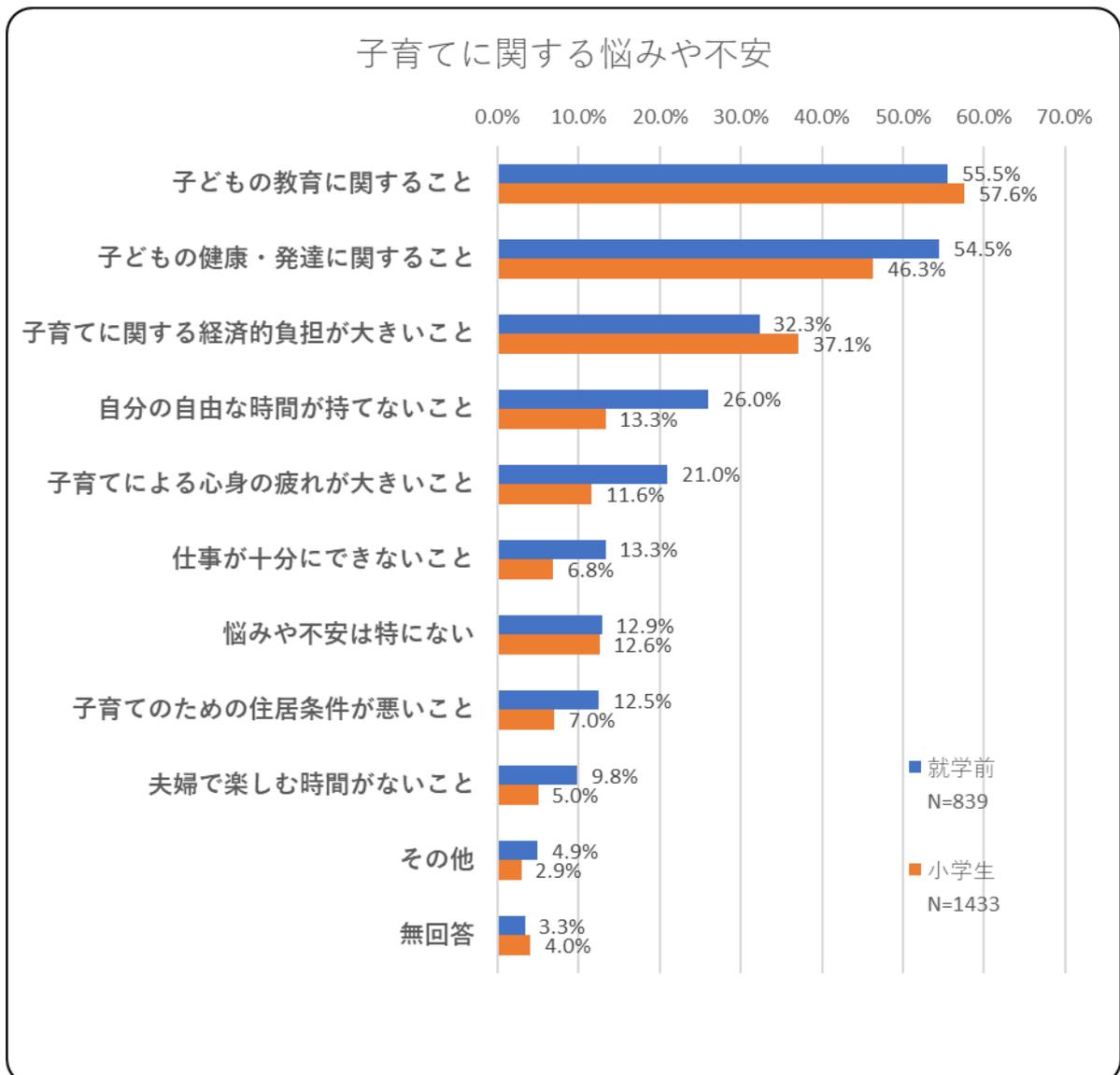
感染症の発生および蔓延を防止するため、予防接種法に基づき各種予防接種を実施していますが、いずれも高い接種率となっています。未接種者をゼロに近づけるため、医療機関・学校・保育所・幼稚園など関係機関との連携を強化しながら、継続して接種勧奨に努めています。

平成30年度 定期予防接種の接種状況							
予防接種の種類			対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象者	
結核 (BCG)			238	202	84.9	生後1歳に至るまでの者	
日本脳炎	乳幼児	1期 初回	1回目	280	228	81.4	生後6月から生後90月に至るまでの者
			2回目	—	219	—	
			1期追加	379	369	97.4	
	児童・生徒	1期 初回	1回目	—	30	—	
			2回目	—	40	—	
			1期追加	—	117	—	
		2期	692	592	85.5	9歳以上13歳未満の者	
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風	1期 初回	1回目	228	213	93.4	生後3月から生後90月に至るまでの者	
		2回目	247	222	89.9		
		3回目	249	213	85.5		
		1期追加	235	205	87.2		
二種混合		2期	300	276	92.0	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん 混合 (MR)		第1期	212	203	95.8	生後12月から生後24月に至るまでの者	
		第2期	283	262	92.6	5歳以上7歳未満の者であって次年度小学校就学の者	
水痘		1回目	233	202	86.7	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
		2回目	221	179	81.0		
B型肝炎		1回目	244	226	92.6	1歳に至るまでの間にある者	
		2回目	251	221	88.0		
		3回目	213	198	93.0		
ヒブワクチン		1回目	237	231	97.5	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
		2回目	240	225	93.8		
		3回目	257	223	86.8		
		追加	411	205	49.9		
小児肺炎球菌		1回目	236	230	97.5	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	
		2回目	242	226	93.4		
		3回目	259	226	87.3		
		4回目	427	205	48.0		
子宮頸がん		1回目	282	1	0.4	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	
		2回目		0	0.0		
		3回目		0	0.0		

4 アンケート調査結果から見た子育て支援ニーズ

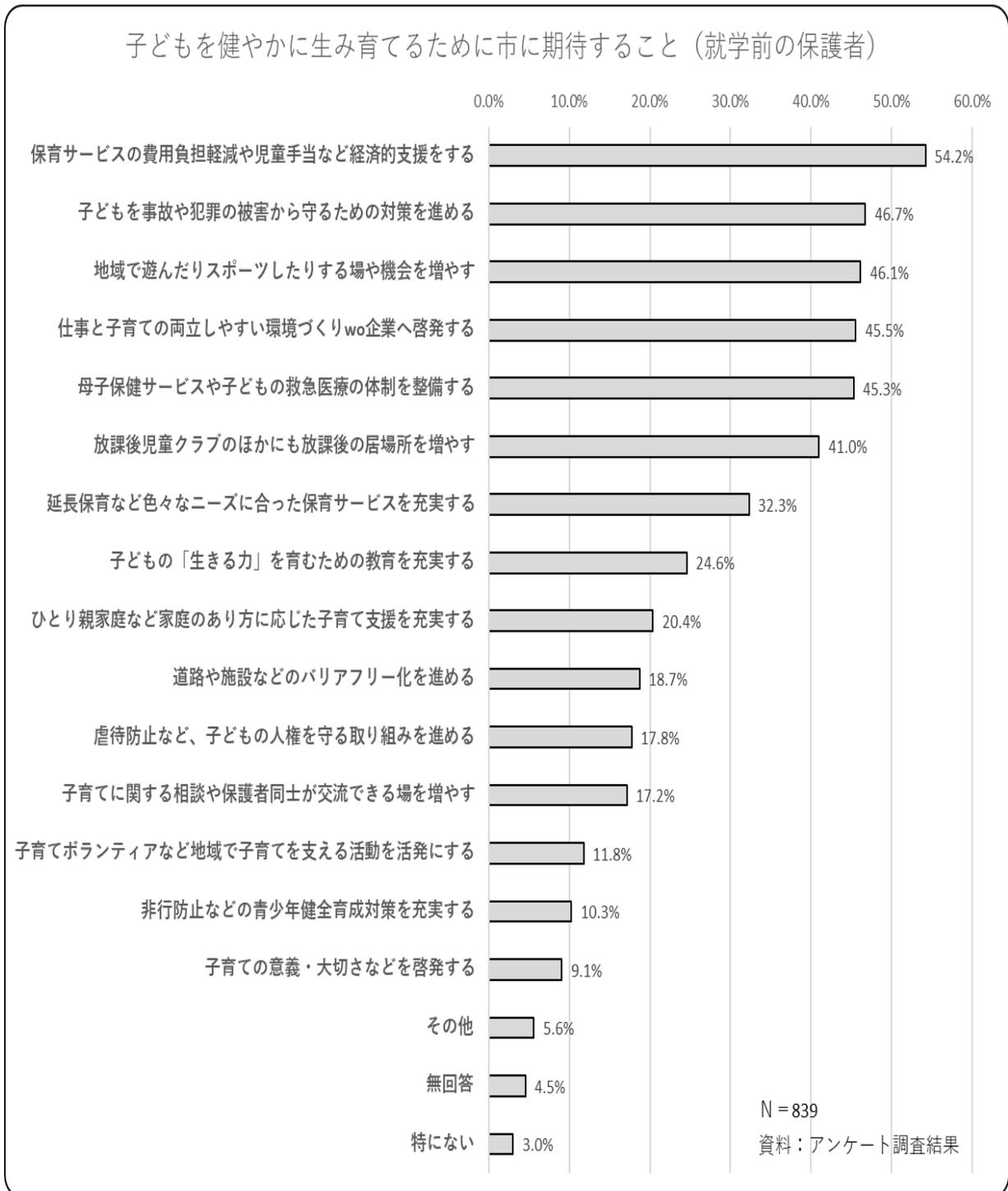
(1) 子育てに関する悩みや不安

子育て中の保護者に、子育てをする上での悩みや不安を尋ねたところ、就学前児童、小学生の保護者ともに最も回答割合が高かったのは「子どもの教育に関すること」で、「子どもの健康・発達に関すること」や「子育てに関する経済的負担が大きいこと」がそれに続いています。



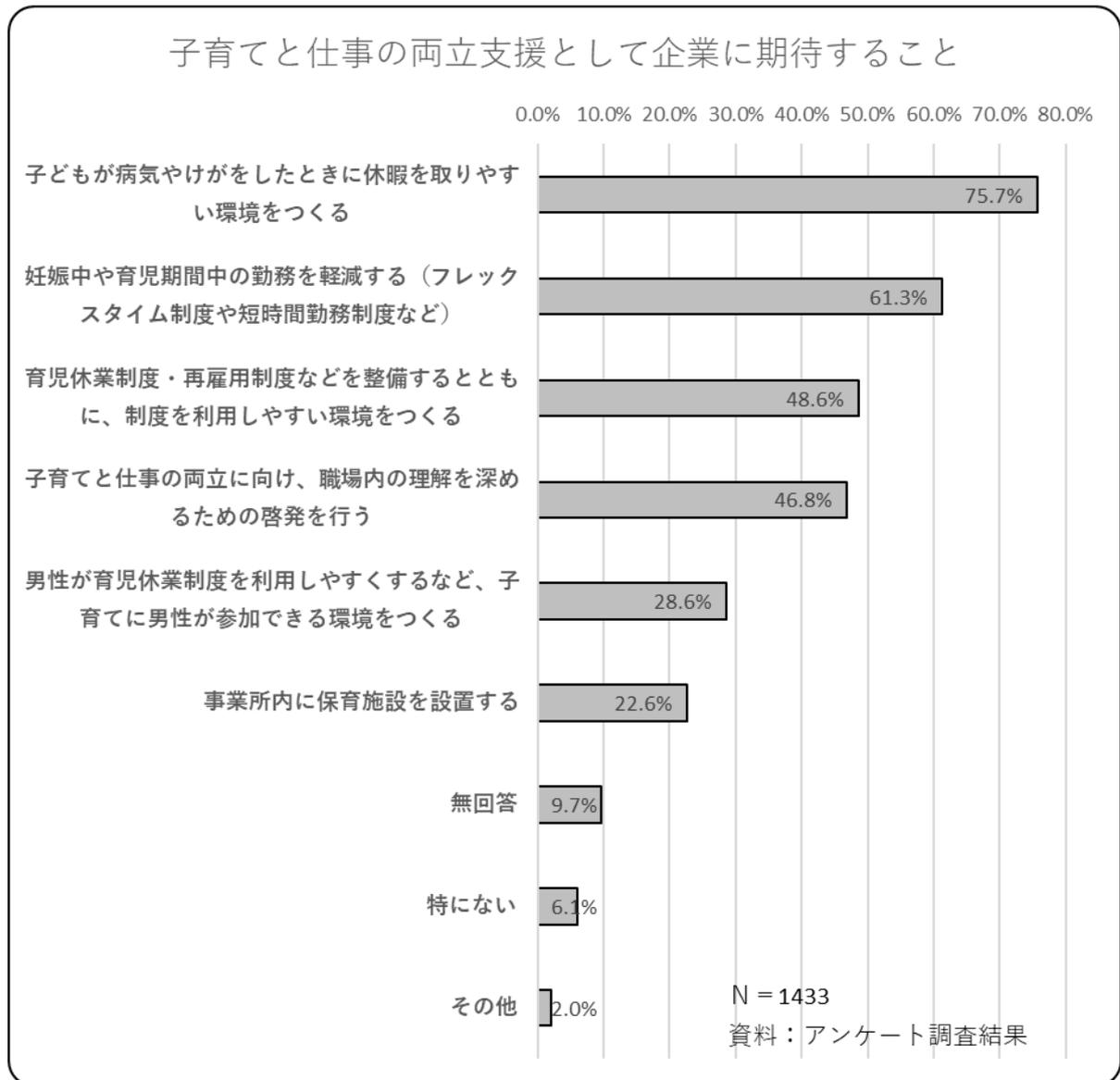
(2) 子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること

就学前児童の保護者に、「子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること」を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」(54.2%)で、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」(46.7%)や「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」(46.1%)がそれに続いています。



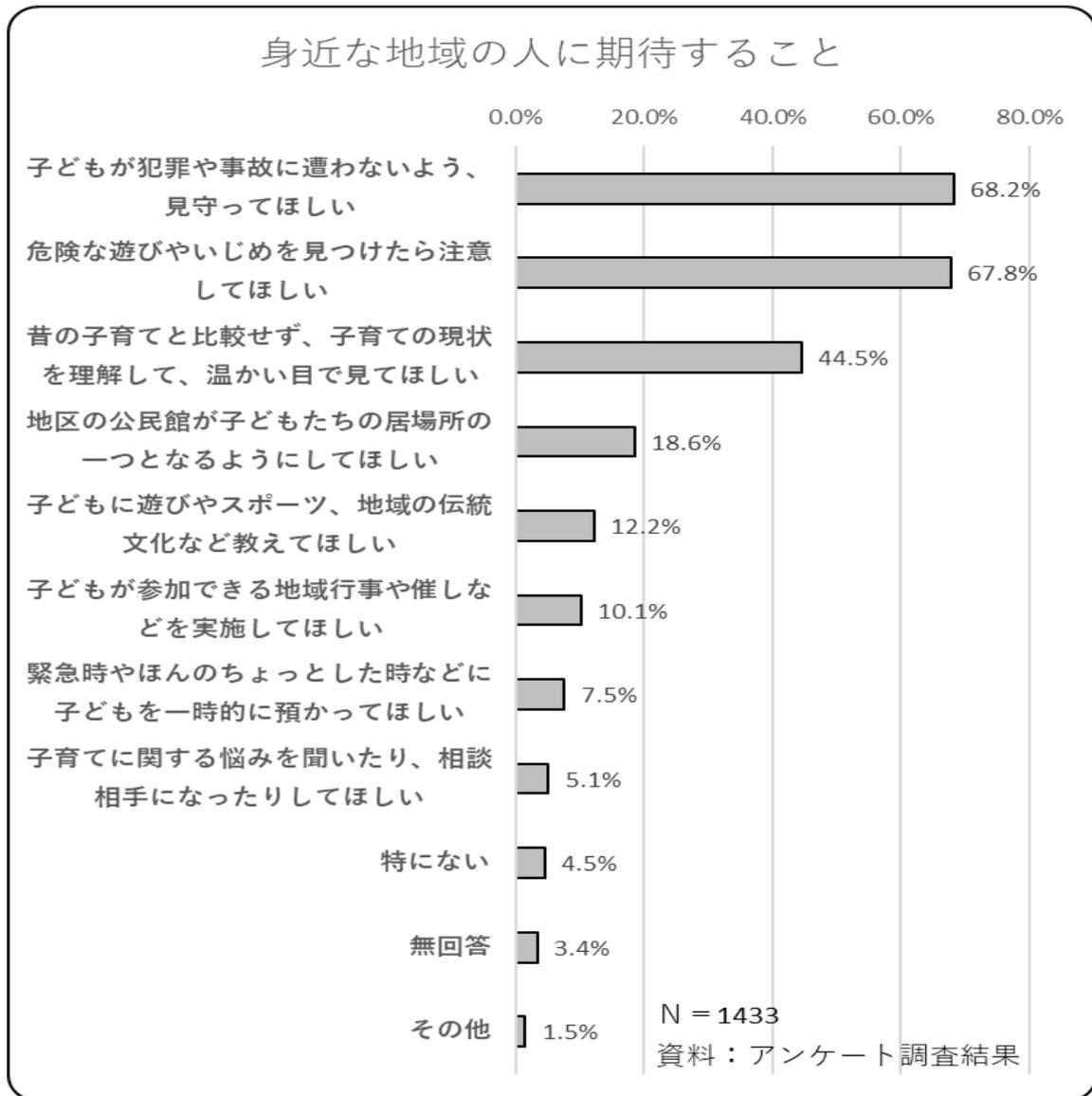
(3) 子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること

小学生の保護者に、「子育てと仕事の両立支援として企業に期待すること」を尋ねたところ、「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」(75.7%)で、「妊娠中や育児期間中の勤務を軽減する(フレックスタイム制度や短時間勤務制度など)」(61.3%)などがそれに続いています。



(4) 身近な地域の人に期待する子育て支援

小学生の保護者に、「身近な地域の人に期待する子育て支援」を尋ねたところ、最も回答割合が高かったのは「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」(68.2%)で、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」(67.8%)がそれに続いています。



第3章 計画の内容

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

五島市では、その地理的条件や人口分布からみて、地区や小・中学校区単位で需給調整を行うには範囲が狭すぎると考えられること、五島市内の保育所において、これまで特に通園区域は設定しておらず、また、その方が勤務状況に合わせた保育所利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいことを考慮し、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとしております。

2 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、幼稚園・保育所の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園※
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

五島市内には、現在、認定こども園 5 園、認可保育所 13 園が設置されています。近年の保育需要の高まりにより、保育所では定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしていますが、待機児童は発生していない状況です。

また、特定地域型保育事業として、小規模保育提供施設（へき地保育所）が 2 施設、家庭的保育施設が 1 施設、事業所内保育施設が 1 施設あります。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		135	555	366	132	527	370	128	501	364
②確保方策	保育所		419	301		419	301		419	301
	認定こども園	134	135	106	134	135	106	134	135	106
	地域型保育		51	17		51	17		51	17
	計	134	605	424	134	605	424	134	605	424
②-①		△1	50	58	2	78	54	6	54	60

		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み		125	485	359	125	485	356
②確保方策	保育所		419	301		419	301
	認定こども園	134	135	106	134	135	106
	地域型保育		51	17		51	17
	計	134	605	424	134	605	424
②-①		9	120	65	9	120	68

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

保育ニーズは、就学前児童の減少に伴い、計画期間を通して緩やかに減少していく見込みですが、経済的なゆとりを求める共働き世帯の増加が見込まれるなど、当面の間は、高い水準を維持するものと見られます。

【確保方策】

1号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 2 年度の 135 人です。現在は認定こども園が運営しておりますが、概ね現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 2 年度の 555 人です。現在の保育所、認定こども園、地域型保育をあわせて、概ね現在の体制で対応可能です。ただし、保育料無償化や共働き世帯の増加により、利用者が増加することも考えられるため、供給不足とならないよう注視します。

3号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 3 年度の 370 人ですが、保育所、認定こども園及び地域型保育において 424 人の受け入れが確保できるため、供給不足は発生しない見込みです。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

(1) 延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の認可保育所及び認定こども園で18時から19時までの1時間の延長保育を実施しています。令和元年度の実利用人数は391人の予定となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	400	396	384	376	376
②確保方策	450	450	450	450	450
②-①	50	54	66	74	74

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは、令和2年度で400人と、令和元年度の実績見込み(391人)よりも9人多い数字となっています。就学前児童人口の減少に伴い、量の見込みは、毎年度少しずつ減少する見込みとなっております。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、児童館や保育所などの施設において、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

五島市では従来から高学年の受け入れを実施しており、また放課後児童クラブが設置されていない地域においては、保育所内での小学校低学年の預かり保育を実施しており、平成30年度の平均利用者は、放課後児童クラブは431人、小学校低学年受入は約20人となっており、また、児童館の延べ利用者は、5,877人となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低	高	低	高	低	高	低	高	低	高
①量の見込	361	128	370	130	342	138	334	130	318	129
②確保方策	494		494		494		494		494	
②-①	5		△6		14		30		47	

※「低」は低学年児童、「高」は高学年児童。

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。利用者数はこれまで増加傾向にありますが、今後、児童数が減少することから、徐々に減少する方向で見込みました。

【確保方策】

これまでの利用者数の増加やアンケート調査結果を見ると確保方策が課題ではありますが、今後、児童数が減少することを見込むと、現在の施設で対応できるものとし、令和6年度まで同数値で見込みました。

五島市では、放課後児童健全育成事業の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と社会福祉課が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

児童養護施設に委託して実施していますが、平成27年度から令和元年度実績見込みの平均値は22人でした。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	22	22	22	22	22
②確保方策	22	22	22	22	22
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

平成27年度から令和元年度実績見込みの利用延べ人数の平均値は22人日でしたので、令和2年度から令和6年度も同数値を見込みました。

【確保方策】

本事業は突発的な利用が主となるため、本事業の今後の動向を予測することは困難な状況ですが、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、現在の体制を維持します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

現在、五島市子育て支援センター、いちごクラブ、ピヨピヨクラブの3か所で実施しています。また認定こども園においても様々なプログラムが実施されています。令和元年度の利用実績の見込みは、月あたり平均 561 人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	700	685	664	650	650
②確保方策	700	685	664	650	650
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の700人日で、その後は児童数の減少に連動して徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児に対する一時預かり）

現在認定こども園で実施されている預かり保育（通常の教育時間前後や休日、長期休業期間中に預かりを行うこと。）事業です。「子ども・子育て支援新制度」においては、一時預かり事業の類型の一つとして市が実施主体となって行うこととなります。

【現状】

幼稚園の預かり保育は、市内の認定こども園で実施しており、利用実績は平成30年：10,769人日、令和元年度（見込み）：8,173人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	16,080	15,742	15,270	14,965	14,965
②確保方策	16,080	16,080	16,080	16,080	16,080
②-①	0	338	810	1,115	1,115

【量の見込み】

預かり保育の利用には、保護者の急用などを理由とする単発的な利用と就労などを理由とする恒常的な利用があると推測されます。そこで、教育・保育の認定区分における1号認定児童を一時的な利用、2号認定児童の一部（幼稚園の利用希望が強いと想定されるもの）を恒常的な利用の対象と想定し、それらの児童数と連動させる形で量の見込みを設定しました。ともに、1人あたり年間240日（週5日×48週）と見込んでいます。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の16,080人日／年で、その後徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

五島市内には預かり保育を実施している認定こども園が4施設あります。（幼保連携型認定こども園：1施設、幼稚園型認定こども園：3施設）

一時預かり事業については、ニーズに対応し、認定こども園で受け入れ態勢を確保します。

(6) 一時預かり事業（その他）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の3施設で受け入れを行っており、令和元年度の実績見込みは年間 3,387 人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	3,500	3,426	3,323	3,256	3,256
②確保方策	11,140	11,140	11,140	11,140	11,140
②-①	7,640	7,714	7,817	7,884	7,884

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき、量の見込みを設定しました。計画期間における最大見込み量は令和2年度の3,500人日で、その後は児童数の減少に連動して徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

市内3施設でサービスを実施することにより、受け入れ枠を確保します。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内には、病児・病後児対応型と体調不良児対応型がそれぞれ1施設ずつあります。平成30年度の実績は年間623人日で、令和元年度は597人日の見込みです。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	600	587	569	557	557
②確保方策	641	641	641	641	641
②-①	41	54	72	84	84

【量の見込み】

ここ数年の実績では年間500人日から700人日で推移していることから、令和2年度を600人日で見込み、その後は児童数の減少率に基づき設定しました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

また、ニーズの一部は、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）でも対応可能です。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

育児又は家事の援助を行いたい者（提供会員）及び家事の援助を受けたい者（依頼会員）が相互の援助活動のあっせん、調整等を行うことにより、育児又は出産を行う者が安心できる環境づくりを推進するとともに、育児又出産を支援することを目的とする事業です。

【現状】

ファミリー・サポート・センター事業を委託して実施しており、令和元年度は全体で約1,400人日を見込んでいます。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
②確保方策	1,510	1,510	1,510	1,510	1,510
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

令和元年度の実績見込みをもとに、令和6年度まで同数値を見込みました。

【提供体制】

利用ニーズの増加にも対応できるよう、提供会員の増加を図ることにより、提供体制の確保に努めます。

(9) 利用者支援事業（基本型）

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等又は妊娠している者がその選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所に支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するため、基本型事業を委託により実施しています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：カ所/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	基本型	基本型	基本型	基本型	基本型
① 量の見込	1	1	1	1	1
② 確保方策	1	1	1	1	1
② - ①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用者支援事業（基本型）の設置数は、令和6年度まで同数値を見込みました。

【提供体制】

基本型の事業展開は現在の体制で対応できる見込みですが、令和3年度に子育て世代包括支援センターを開設する予定であることから、さらなる連携が必要となります。

(10) 利用者支援事業（母子保健型）

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉・教育等に関する機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援を行う事業です。

【現状】

妊娠届出（母子健康手帳発行）時に保健師が妊婦さんの健康状態などを確認しながら実情を把握し、必要に応じて妊娠中から家庭訪問・電話相談をおこなっています。出産後はすべての赤ちゃんを対象に家庭訪問（乳児家庭全戸訪問・新生児訪問）を行い、必要に応じて関係機関との連携をしながら支援につなげています。

「量の見込み」と「提供体制」

（単位：か所/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	1	1	1	1

【量の見込み】

利用者支援事業（母子保健型）を令和3年度に1か所設置し、令和6年度まで同数値と見込みました。

【提供体制】

令和3年4月から「利用者支援事業（母子保健型）」として子育て世代包括支援センターを開設し、利用者支援事業（基本型）と連携しながら、妊娠・出産期から子育て期にわたり切れ目のない支援をしていきます。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【現状】

五島市では、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。妊娠届提出時に窓口にて母子健康手帳とともに14回分の受診券を発行し、経済的負担と精神的不安を軽減し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量を見込みました。

【提供体制】

妊娠届提出時に母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分の公費助成を行います。

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な支援サービスにつなぎ地域で子どもが健やかに育つことを目的とした事業です。

【現状】

すべての出生児を対象に、助産師・保健師による家庭訪問を実施しています。訪問の受け入れ状況はよく、ほぼ全件の訪問が来ています。早期に訪問することで育児不安を解消し、その後の健診や子育て支援事業への参加につなげています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	200	200	200	200	200

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量を見込みました。

【提供体制】

今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切な支援が出来るよう関係機関と連携して事業の展開を行います。

(13) 養育支援訪問事業

養育が特に必要な家庭に対して、家庭訪問を行い、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

乳児家庭全戸訪問の実施結果や母子保健事業から、養育支援を特に必要とする家庭の児およびその養育者に対し訪問支援を行っています。

「量の見込み」と「提供体制」

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10	10	10	10	10

【量の見込み】

近年の実績に基づき、量を見込みました。

【提供体制】

今後も妊産婦相談、乳幼児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業の結果、養育上必要と認められるケースに対し継続して訪問指導を行っていきます。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園について

認定こども園とは、認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることとなります。

幼保連携型※	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所が、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

※幼保連携型は、「子ども・子育て支援新制度」においては、学校及び児童福祉施設としての新たな認可施設の位置付けになります。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の保育の必要性の有無や就労状況の変化等に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、その有用性は高いものと考えられます。

認定こども園への移行自体は、それぞれの施設を運営する事業者の判断に委ねられますが、五島市においては、市内における認定こども園の窓口を一本化し、認定こども園への移行を希望する幼稚園及び保育所に対する支援に取り組みました。また、移行後の施設についても研修の充実や施設への指導監督等を通じて、質の確保を図ってきました。

認定こども園制度は平成18年度から実施されていますが、保護者にとってその具体的な内容についての認知度はいまだに低いことから、「子ども・子育て支援新制度」に基づき保護者が適切な施設を選択できるよう、その周知に努めていきます。

(2) 教育・保育施設等の相互の連携や小学校等との連携の推進

教育・保育や地域子ども子育て支援事業等を計画的に実施していくためには、市と教育・保育施設、地域型保育事業、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

特に原則満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育は、満3歳以降も引き続き教育・保育を利用できるよう、保育所や認定こども園等と連携していくことが重要で、これについては、市条例等に定められた基準に基づき、必要な連携施設の確保等を図っていきます。

5 産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。具体的には、年度途中からの入所希望についても随時対応します。

6 子どもの体を養う環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

① 母親教室・妊産婦相談

○健康面・心の問題を抱える妊婦が、妊娠中からスタッフとつながり、妊娠期から子育て期間中を通して安心して楽しい子育てができるよう相談ができる場の設定や対策を検討する必要があります。

② 乳幼児健康診査

○少子化や核家族化が進む中、育児に不安を感じる母親等が増えています。また、発育・発達に困り感がある子どもたちも増えており、こうした母親等の育児不安の軽減に努めていく必要があります。

○乳幼児健康診査の結果、発育発達に経過観察や支援が必要とされる乳幼児が増加していることから、保育所等と連携しながら継続した支援が必要です。

○核家族化に伴う家庭における育児力の低下から、家庭訪問や乳幼児健康診査や育児相談において、より具体的で個別的な支援が求められています。

③ 発達支援を要する子どもに関する相談体制の充実

○こども相談（幼児発達専門相談）、すくすく広場（フォローアップ教室）については、利用枠が限られているため、タイムリーに相談が受けられないという現状があります。安定した相談体制を確立していく必要があります。

④ 歯科保健事業

○3歳児のむし歯のない児の割合は増加傾向にあるものの、長崎県や全国平均と比べると少ない現状です。特に1歳6か月児健診後から3歳児健診までの間にむし歯になる子どもが多いことが課題となっています。

⑤ 予防接種事業

○定期予防接種の接種率は、増加傾向にあります。未接種者の背景には、様々な課題を抱えている家族もあることから、母子保健事業の連携についても重要になります。

【施策と内容】

① 母親教室・妊産婦相談

- 妊娠届の必要性、適正な時期について周知啓発に努め、あらゆる機会をとらえて、妊娠中・産後の不安感に寄り添う対応をしていきます。
- 妊娠・出産・育児について夫婦で理解を深め知識を習得していくことが重要であることから、保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士の講話・実技を取り入れた「母親教室」を開催し、父性・母性を育みます。

② 乳幼児健康診査

- 子どもの疾病の早期発見、発育・発達の確認、育児不安の軽減を目的として、4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に実施します。未受診児については、家庭訪問や来所相談など個別支援の充実に努めます。また、臨床心理士、保育士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行っていきます。

③ 発達支援を要する子どもに関する相談体制の充実

- 言語発達やコミュニケーション等に課題がある幼児とその保護者を対象とした作業療法士による個別相談を実施します。(こども相談)
- 保育所及び幼稚園等を訪問し、乳幼児健康診査で発達支援が必要な子どもや園で気になる子どもの行動観察・情報交換を行い、保育園等と連携して療育支援に努めます。
- 療育を必要とする乳幼児が、適切な時期に相談や発達検査、訓練が受けられるように専門機関などの相談窓口の周知を図り、療育に関する情報提供を行います。(巡回療育相談)
- 相談窓口や乳幼児健康診査においてパンフレットなどを活用し、障がい福祉サービスや療育に関する情報提供を行います。

④ 歯科保健事業

- 乳幼児期は歯口清掃や食習慣などの基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児健康診査に合わせ、歯科健診やむし歯予防に関する情報の提供・ブラッシング指導を行い、家庭において保護者等が効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう情報提供に努めます。また希望者に対し、フッ素塗布やフッ化物洗口の機会を提供します。

⑤ 予防接種事業

- 接種費用の全部または一部を助成し、予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を実施するとともに、乳幼児健康診査等の機会を活用した個別勧奨のほか、各関係機関と連携を図りながら未接種者に接種勧奨を実施し、接種率の向上に努めます。また、ワクチン開発等により、接種できる任意の予防接種が増えてきていることから、家庭訪問や乳幼児健康診査等の機会を

捉えて情報の提供を行います。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
	平成30年度	令和6年度
乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	100%	100%
4か月児健康診査の受診率	98.6%	100%
10か月児健康診査の受診率	98.6%	100%
1歳6か月児健康診査の受診率	99.5%	100%
3歳児健康診査の受診率	99.1%	100%
5歳児健康診査の受診率	99.6%	100%

(1) 小児医療等の充実

【現状と課題】

五島市では休日・夜間におけるの小児の初期救急医療は、医師会による在宅当番医や二次救急医療の長崎県五島中央病院及び三次救急医療機関とも連携し、医療提供体制の充実が図られてきました。

小さな子どもを持つ保護者の夜間休日の急な病気やケガなどに関する不安を軽減・解消し、安心して子育てできる環境づくりを推進するとともに、症状に応じた適切な受診を促す必要があります。

【具体的施策】

- 診療時間内に相談できる「かかりつけ医」を持ち、症状に応じて適切に受診するよう保護者へ啓発を推進します。
- 長崎県小児救急医療電話相談支援センターが実施する「長崎県小児救急電話相談 #8000」の保護者への周知に努めます。

(3) 食育の推進

【現状と課題】

近年、私たちの食生活は、核家族化やライフスタイルの多様化などに伴って大きく変化し、食に対する関心や感謝の念の低下、食生活の乱れ、さらには、日頃からの食生活における栄養の偏りや不規則な食事の増加など、日々の忙しい生活を送る中で、毎日の食の大切さを忘れがちで、健全な食生活が失われつつあります。

今後は、家庭だけでなく保育所や幼稚園、学校、地域、食にかかわるあらゆる関係機関・団体等との連携により、市民が生涯にわたって間断なく食育運動を展開することが必要です。

【具体的施策】

- 家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、子どもを育てる若い世代に対して様々な場を通じ、適切な食生活や運動習慣、食を選択する力が身につくよう啓発を図ります。
- 母親教室や乳幼児健康診査・健康相談、離乳食教室などを通して、妊産婦及び乳幼児期の発達段階に応じた食育の重要性について啓発を図ります。
- 乳幼児健康診査や健康相談において、望ましい食習慣の啓発や簡単にできる朝食メニューの紹介等を行います。
- 保育所・幼稚園・認定こども園・学校等と連携を図り、子どもの成長・発達段階に応じた食育を推進します。

7 ひとり親家庭の自立支援の推進（「五島市ひとり親等自立促進計画」）

（1）子育て支援、生活支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭は子育てを主に1人で行っており、仕事と子育ての両立が困難な状況にあり、保育所の優先的な入所や緊急時、病時等様々な状況に応じ適切な保育サービス・子育て支援サービスを受けられるよう支援し自立を促進します。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の保護者が安心して就業することができるよう、保育所への優先入所、延長保育、休日保育、病後児保育等の保育サービスの充実に努めます。
- 就業等により保護者が昼間いない小学生を対象に児童の健全育成を図る放課後児童クラブの利用について、今後も、ひとり親家庭の児童が優先的に利用できるよう努めます。
- 育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、相互に一定の報酬でサービスを提供する会員組織によるファミリー・サポート・センター事業の利用を促進します。
- ひとり親家庭が生活していくうえで、色々な問題を解決したり、子どもが精神的に安定するように、生活支援に関する講習会や母子家庭等が定期的集い、互いの悩みを打ち明けたり、相談し合う場を設けるなどのひとり親家庭生活支援事業を推進します。
- ひとり親家庭の市営住宅の優先入居について推進します。
- 保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、母子家庭等の児童を短期間預かるショートステイ事業を推進します。
- 保護者が仕事等の理由により帰宅が夜間になる場合や休日の勤務、緊急の場合の宿泊に対応するトワイライト事業を推進します。

(2) 就労支援の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭においては、子育てと両立させながら就職先を見つけ、就業を続けて行くことは困難が伴うため、個々の事情に応じてきめ細かな就労支援ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとする相談機能の強化や支援体制の整備を図り、安定した就労の確保に努めます。

【具体的施策】

- ひとり親家庭の父母及び寡婦に対し、母子・父子自立支援員が就労のための相談に応じます。
- 児童扶養手当受給者等の個別の状況・ニーズに応じ、自立支援計画を策定し、ハローワークと連携し就労につなげます。
- ひとり親家庭の父母の就労を支援するため、市が指定する教育訓練給付講座を受講したひとり親家庭の父母に対して、受講料の一部を支給します。
- ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等就労に有利で経済的な自立の効果が高い資格を2年以上養成機関で修業し取得する場合、安定した修業環境を整えるため一定の修業期間、給付金を支給します。

(3) 養育費の確保の推進

【現状と課題】

子どもを養育しているにも関わらず、養育費の取り決めをしていなかったり、取り決めをしていても支払いが行われていないなど、その確保が必ずしも出来ていない状況が多くみられます。養育費は、子どもの健やかな成長に欠かせないものであることから、養育費の取り決めを促進するための啓発を推進します。

【具体的施策】

- 養育費の制度や公的文書による取り決め方法等について、広報啓発を行います。
- 養育費の取り決めやその履行確保等、法律に関する問題について、母子・父子自立支援員による相談を推進します。

(4) 経済的支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当、医療費の助成及び福祉資金貸付等の経済的支援を行っています。

【具体的施策】

- 児童手当制度に関する周知を図り、適正な給付業務を実施します。
- 父母の離婚や死別等により、児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当制度に関する周知を図り適正な給付業務を実施します。
- 経済的な理由で、公立小、中学校への児童、生徒の就学が困難な世帯に対し、費用の一部を援助します。
- ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図るために、医療費の自己負担分の一部助成を行います。
- ひとり親家庭等に対して生活の安定と向上を目的とする福祉資金制度の周知に努め、貸付相談・受付を実施します。
- ひとり親家庭の保育所や放課後児童クラブの保育料について、一定の基準により軽減を実施します。

(5) 相談支援の充実

【現状と課題】

ひとり親家庭は、子育てと生活の担い手という二重の役割を1人で担うことから、子育て、就労、生活などの面で様々な困難に直面します。このような状況の中で、母子・父子自立支援員を配置し、個々の状況に応じたきめ細かな相談を行っています。各種支援策の活用を促進するためには、相談員の資質の向上や様々な手段による情報提供が必要です。

【具体的施策】

- 母子・父子自立支援員の研修を実施し、資質向上を図ります。
- 広報紙やホームページで必要な情報提供を行います。

8 児童虐待防止策の充実と社会的養護体制の充実

すべての子どもは、子どもの「生きる」「守られる」「育つ」「参加する」権利が守られ、健やかなる成長・発達や自立のために適切な養育環境において生活することを保障されなければなりません。そのためには子どもの安全の確保はもちろんのこと、子どもの最善の利益を優先した対応が必要です。

子育てをしている家庭が孤立せず安心して生活できるように見守り、不安や悩みに対応できるように相談体制を整えていきます。さらに関係機関で連携して児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応を図ります。

① 相談体制の充実

子ども家庭の様々な不安や悩みに対して家庭児童相談員が相談に応じ、専門的な助言や支援を行います。

さらに子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握や相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを担う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を図っていきます。

また、相談支援を行う職員を研修等に参加させ、対応能力の向上を図ります。

② 児童虐待の予防と早期発見・早期対応

妊娠期から支援を必要とする家庭に関わりを持つとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等を行っている母子保健事業担当部署（保健センター）と連携し、児童虐待発生の未然防止に努めます。

地域の民生委員・児童委員や医療、保育・教育、警察や司法等の関係機関で構成される「五島市要保護児童対策地域協議会」の機能を充実させ、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。

子どもの安全が脅かされている状態にある場合、子どもの保護もしくは対応により専門的な判断が必要な場合には児童相談所と連携して適切な措置を図ります。

③ 社会的養護の推進

様々な理由において家庭で暮らすことのできない子どもが児童養護施設や里親において健やかに養育され、家庭への復帰や社会復帰ができるように関係機関との連携を図ります。

9 仕事と生活の調和の実現に向けた取組

保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るためには、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実だけでなく、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが重要です。特に県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業等の制度の普及・促進のための環境整備や事業主の取組の社会的評価の推進等の施策を実施していく必要があります。

五島市では、保育施設の整備、ファミリー・サポート・センター事業等の子育て支援事業の充実に加え、平成24年3月に策定した「第2次五島市男女共同参画社会推進計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する市民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していきます。

10 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

五島市では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と社会福祉課が連携し、共同理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

第4章 計画実現のために

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、五島市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、全ての子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、庁内連携はもとより、庁外の各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。また、専門性の高い施策及び複数の市町村にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する子ども・子育て支援事業計画やその他の方針等に基づき、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

2 進捗状況の点検と評価・公表

本計画については、五島市社会福祉課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検します。また、本計画の記載内容について、特に第3章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。



資料編



1 五島市子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日条例第28号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、五島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者を代表する者
- (2) 児童福祉施設を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が

ともに欠けたときは、市長が招集する。

- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議結果の答申)

第8条 子育て会議は、その調査及び審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に答申しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 会長は、会議録を作成し、開会の日時及び場所、出席委員等の氏名、議事の要領、議決した事項その他必要と認める事項を記載しなければならない。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正)
- 2 五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年3月31日条例第1号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 五島市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体（役職等）	選出区分	備考
1	山本 泰三	五島市PTA連合会会長	保護者を代表する者	
2	林田 登志子	五島市保育会会長 （こもれびの舎保育園園長）	児童福祉施設を代表する者	会長
3	濱村 悦子	五島市放課後児童クラブ連絡協議会 会長（社会福祉法人皓統会）		副会長
4	窄 善明	五島市社会福祉協議会会長	各種団体を代表する者	
5	島 博則	五島市教育委員会学校教育課長	関係行政機関の職員	

五島市子ども・子育て支援事業計画

令和2年4月

発行 長崎県五島市
企画・編集 五島市福祉保健部社会福祉課子ども家庭未来班

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号
TEL (0959) 72-6117
FAX (0959) 72-6881
